

令和2年11月

### 健康保険被保険者証（写し）提出の際のマスキング処理について

医療保険の被保険者等記号・番号が個人単位化されることに伴い、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）により、保険者番号及び被保険者等記号・番号について、プライバシー保護の観点から、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外でこれらの告知を求めることを禁止する規定が新たに設けられ、令和2年10月1日から施行されたところです。

岡山県建設工事入札参加資格審査申請において、主観点数の加点措置を受けるため技術者等の健康保険被保険者証の写しを提出される場合は、被保険者の記号・番号及び保険者番号をマスキングの上、御提出いただきますようお願いいたします。

#### <マスキングの見本>

健康保険 被保険者証	本人（被保険者）	令和○年○月○日交付
	記号	番号
氏名	○○ ○○	
生年月日	昭和○○年○○月○○日	
性別	○	
資格取得年月日	平成○○年○○月○○日	
事業所名称	○○株式会社	
保険者番号		
保険者名称	○○○○	
保険者所在地	○○県○○市○○	